

○ 大阪市入札契約制度改善検討委員会規程

制 定 平成6年6月21日

最近改正 令和8年3月30日

(設 置)

第1条 大阪市の公共工事等にかかる入札契約制度及び手続きについて、より一層の透明性・競争性を確保するため、大阪市入札契約制度改善検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討、審議する。

- (1) 公共工事等にかかる入札契約制度改善策に関する調査検討
- (2) その他必要な事項の調査検討

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、契約管財局を担任する副市長をもって充てる。

委員は、環境局長、都市整備局長、建設局長、大阪港湾局長、水道局長及び契約管財局長並びに契約管財局契約部長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、契約管財局長の職にある者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が随時委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(幹 事)

第6条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者及び委員長の指名する職にある者をもって充てる。

3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

4 委員会の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

5 幹事会議において必要と認めるときは、第2項に定める者以外の者に幹事会議への出席を求めることができる。

(部会の設置)

第7条 委員長は、委員会の事務を分掌させるため必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び幹事は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(大阪市入札等監視委員会への審議依頼)

第8条 委員長は、入札及び契約に関する制度改善の方策について大阪市入札等監視委員会に審議を依頼するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約管財局において行う。

(施行の細目)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成6年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

所属名	職名
契約管財局	契約部制度課長
	契約部契約課長
	契約部総務担当課長
	契約部委託・物品契約担当課長
	契約部制度課長代理
	契約部制度課連絡調整担当課長代理
	契約部契約課長代理
	契約部契約課委託・物品契約担当課長代理
環境局	総務部契約管財担当課長
	総務部施設管理課長
都市整備局	総務部経理担当課長
	企画部公共建築課長
建設局	総務部経理課長
	企画部工事監理担当課長
大阪港湾局	総務部経理課長
	企画部工務課長
	計画整備部保全監理課長
水道局	総務部管財課長
	工務部技術監理担当課長